

# 入札監理小委員会の審議結果報告

## 木材価格統計調査業務

農林水産省の木材流通価格統計調査業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 事業概要について

#### (1) 事業の概要

木材価格統計調査は、素材・木材チップや木材製品の価格水準及びその変動を把握し、木材の流通改善対策等の推進に資することを目的とした統計調査。委託範囲は、木材価格統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計及び調査対象への謝礼支給を対象としている。

事業の実施期間は、令和元年 11 月（契約締結日）から令和 7 年 1 月 31 日までを予定。

#### (2) 選定の経緯

農林水産統計の総人件費改革等に伴う人員の大幅縮小に対応するため、第 8 回統計調査分科会（平成 19 年 11 月 13 日）のヒアリングを踏まえ、林業分野における民間開放の知見を蓄積するため、実査を含む一体として実施する統計調査業務のうち、公共サービスの質の確保や民間事業者の確保など市場化テストの導入の趣旨が活かされるものとして、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）別表にて選定された。

### 2. 実施要項（案）の審議結果について

#### (1) 小委員会における主な論点

調査対象の変更、調査項目等の変更がなされていることから、新プロセスから現行プロセスに戻すものとした。その他の主な議論は以下のとおり。

#### 【論点 1】

確保されるべき質において「調査票の回収率は、一連の業務（督促業務等）を通じ、100 パーセントを達成すること。」とあるが、達成できなかったことにより、契約不履行になることにならないか。救済措置が記載はあるものの農水省の裁量による部分が大きく、事業者が不利益を被ることが考えられるため、どのような場合が問題にならないのか、具体化すること。（実施要項案 7, 8 頁 2 (3) ウ）

#### 【対応 1】

事業者の免責事項を具体化するよう以下のように文言を修正。

（修正後の文言）

「なお、毎月 20 日時点で回収状況を確認し、100 パーセントの達成が困難と見込まれる場合（天災地変、調査対象の廃業、調査対象の調査拒否等により、調

査が行えない調査対象があった場合)、速やかに農林水産省の指示を仰ぎ従うものとし、この場合にあつては、民間事業者は責を問われないものとする。」

**【論点 2】**

表 1 評価項目一覧表「農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか」について、このような抽象的な記載ではなく、農林水産省が求めているのは人員なのか、時間なのか具体的に記載すること。(実施要項案 13 頁 表 1 評価項目一覧表 2.1)

**【対応 2】**

体制については、具体的な数値化を行い、「最低 2 名程度」と記載。

**【論点 3】**

表 1 評価項目一覧表「農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか」などが、評価項目の各作業に重複して入っているが、どのように事業者が対応・工夫すれば加点されるか、具体化すること。(実施要項案 13、14 頁 表 1 評価項目一覧表 3.5、3.6、3.7)

**【対応 3】**

各作業段階においてチェックを行うために連絡体制を整備させることを目的としたものであり、それぞれに求められる具体的な要件を追記した。

(2) その他の修正点

実施要項標準例(統計調査業務に関する民間競争入札実施要項標準例)に基づき、実施要項の修正。

3. パブリック・コメントの対応について

令和元年 5 月 17 日から 6 月 7 日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、意見等は寄せられなかった。

以 上